

令和5年度 薩摩川内市民まちづくり公社事業計画書

I 概況

本公社は、薩摩川内市と連携し、芸術・文化・スポーツ等の振興を図るとともに、市民の皆様喜んでいただけるよう、文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等の事業を行い、市民の皆様の生涯学習の推進及び福祉の向上に努めて参りました。特に、受託施設の管理については、市民の皆様安全、安心、快適なサービスの提供に努めるとともに、効率的な運営に心がけております。

なお、これまで高い水準にあった新型コロナウイルス感染症の直近の感染状況については、新規感染者数や病床使用率等の低下傾向が続いていることから、マスク着用については個人の判断に委ねることを基本とすることとされましたが、より安全に安心して施設を利用していただくために、今後においても、基本的な感染対策を徹底して管理受託施設の開館業務を行うとともに、多くの市民の皆様へ喜ばれる公益目的事業を積極的に実施し、市民の皆様の生涯学習の推進等に寄与して参ります。

II 基本方針

令和5年度においても、これまで同様、定款に定める設置目的に沿い、公社経営を行うこととし、公益目的事業については、事業の専門性、独自性を高め、サービスの向上や経費の節減などに引き続き努めるとともに、規則や要綱等のほか、業務マニュアルに基づき、迅速かつ確かな業務運営に努めることを基本方針とします。

併せて、公益目的事業を実施する際には、事業の目的、内容、事業規模、実施期間等を適切に精査して実施するとともに、収益事業については、施設利用者等のニーズに沿った商品やサービスの提供に努め、公益目的事業の財源確保を図って参ります。

なお、指定管理受託施設のうち、川内歴史資料館等及び川内まごころ文学館の指定管理期間が最終年度となることから、引き続き管理を受託できるよう、再申請を行います。

III 事業内容

1 公益目的事業

公社定款第4条の規定に基づき、市民の皆様の生涯学習の推進と福祉の向上に寄与するため、次のとおり公益目的事業を実施します。

(1) 受託施設管理事業

指定管理者制度等に基づき、薩摩川内市から受託する公共施設の管理及び運営を行うとともに、当該受託施設等を活用して生涯学習の推進に資する各種講座、創作体験教室、イベント等を実施します。

また、指定管理者制度に基づき、薩摩川内市から受託する川内歴史資料館、川

内まごころ文学館等の管理施設においては、市内の歴史、考古、民俗、美術及び文学等に関する調査、研究を行います。

《管理受託施設の内訳》

- ア 指定管理者制度による受託施設・・・135施設
- a 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）（15施設）
 - ・屋外運動場照明施設：14施設
 - ・せんだい宇宙館
 - b 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）（1施設）
 - ・入来文化ホール・サンフラワーいりき
 - c 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）（4施設）
 - ・川内歴史資料館等：3施設
 - ・川内まごころ文学館
 - d 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）（115施設）
 - ・総合運動公園の有料公園施設、御陵下公園施設：10施設
 - ・川内地域及び樋脇地域の都市公園：35施設
 - ・川内地域、樋脇地域及び東郷地域の普通公園：60施設
 - ・川内地域の普通公園：9施設
 - ・寺山いこいの広場：1施設
- イ 部分管理受託施設・・・1施設
- a 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）
 - ・中央図書館（平日・休日・夜間運營業務）

(2) 芸術・文化・スポーツ振興事業

ア 芸術文化振興事業

薩摩川内市の公共施設等を活用し、優れた舞台芸術等を鑑賞する機会を市民に提供する芸術文化振興事業を実施し、市民文化の高揚を図ります。

イ スポーツ振興事業

生涯学習の推進の一環として、スポーツイベント等の開催など薩摩川内市総合運動公園等の活用を検討します。

(3) いきいき生涯学習事業

薩摩川内市総合体育館及び指定管理受託施設等を活用して、生涯学習事業、講座等を自主事業として実施するとともに、管理受託施設の利用促進を図ります。

特に、薩摩川内市総合体育館を活用して実施する生涯学習事業については、これまで、開催していた「公社杯ソフトバレーボール大会」に代えて、令和5年度から「ニュースポーツ体験会」を開催し、市民の皆様になんか新たなスポーツに触れていただく機会を創出します。

(4) 花と緑のまちづくり事業

花と緑のまちづくりを推進するため、自治会、ボランティア団体等に花苗を無

料配布し、市内公共施設等の緑化及び環境美化等に努めるとともに、環境美化ボランティア団体等を支援し、公社管理施設等の環境美化に努めます。

(5) キラキラ寺山事業

せんだい宇宙館等において、「市民星空観望会」、「宇宙科学工作教室」、「ウィークエンド工作教室」のほか、少年自然の家との連携による出張星空観望会や流星群観察会等を実施し、天文学の普及と施設の利用促進に努めます。

(6) サービス事業

管理受託施設において、コピーの実費サービス等を行い、施設利用者の利便を図ります。

(7) 広報宣伝事業

芸術・文化・スポーツ等の自主事業の年間活動状況及び管理受託施設の利用状況等について、公社報、チラシ、ホームページ等により広報宣伝を行い、市民の利便を図るとともに、事業への参加促進及び管理受託施設の活用を図ります。

[予定事業]

- ・公社報（アクスタイム） 月1回発行（2,000部）
 - ※ 市内公共施設、学校、事業所、報道機関等に配布
- ・新聞チラシ（アクスタイム情報） 月1回発行（約19,000部）
 - ※ 南日本新聞発行の「家庭メモ」裏面を活用
- ・ホームページの更新 随時

2 収益事業

公社定款第5条の規定に基づき、公益目的事業（自主事業）の財源の一部に充当し、同事業の推進に資するため、次のとおり収益事業を実施します。

(1) 売店の設置運営事業

施設利用者の利便を図るため、総合体育館エントランスホールに売店を設置し、清涼飲料水や軽食、スポーツ用品等を販売するとともに、せんだい宇宙館に宇宙グッズコーナーを設置し、グッズ等の販売を行います。

(2) 自動販売機の設置運営事業

管理受託する施設及び都市公園等の利用者の利便を図るため、清涼飲料水等の自動販売機を設置します。

(3) 書籍等の販売事業

管理受託する施設で実施するイベント、企画展等に関連する商品や書籍等の販売を行います。

3 事務局

本社の設立目的に沿った公社運営を行うとともに、公益目的事業及び収益事業の円滑な実施のため、的確な予算及び事務の執行、人事管理を行って参ります。

4 事業の概要

本社の事業の体系は、次のとおりです。

